

現場代理人の常駐義務緩和措置について

最終改正：令和2年9月11日

現場代理人は、二本松市工事請負契約約款第10条第2項の規定により工事現場ごとに常駐を義務付けていますが、一部工事についてはこの常駐義務を緩和し、他工事との兼任を認めています。

つきましては、現場代理人の常駐義務緩和措置を希望する場合は、下記により事務手続を行ってください。

1 緩和措置の内容

次のいずれかの条件を満たす工事について、合計で2件まで兼任することができます。

- (1) 建設業法施行令第27条第2項に規定する同一の専任の主任技術者が兼務する工事
※同一の専任の主任技術者が兼務する工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事
- (2) 請負金額がそれぞれ3,500万円(建築一式の場合7,000万円)未満の工事
ただし、(2)の場合この他に3,500万円未満の災害工事についてはさらに1件の兼任を可とする。

2 緩和措置を希望する場合の事務手続き

常駐義務緩和措置を希望する場合は、契約書提出時に「現場代理人兼任届」を提出してください。

3 問題が生じた場合の措置

常駐義務緩和工事において、安全管理、工程管理の不徹底など兼任が適当でないと認められる場合は、直ちに兼任の解除を指示し、新たな現場代理人の配置を求めます。

4 緩和措置の例外

特記仕様書又は施工条件明示書において「現場代理人の常駐義務緩和措置の対象工事とはならない。」旨の記載がある工事については、請負金額に関らず常駐緩和措置の適用外となります。

5 適用時期

令和2年9月11日以後に入札を行う工事から適用します。

6 その他

工事に配置する現場代理人及び主任技術者は受注者と直接的雇用関係があることを

求めていることから、被保険者証の写し等直接雇用関係があることを確認する書面の提出を契約時に求めます。